

奈良県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成三十一年四月二日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地又は住所	変更事項		変更年月日
		旧	新	
介護老人保健施設ものみの郷	生駒郡三郷町信貴山東四一〇	(所在地) 生駒郡三郷町信貴山東二一五〇 一三三	(所在地) 生駒郡三郷町信貴山東四一〇	平成十九年十月二十四日
介護老人保健施設かぐやの里	北葛城郡広陵町大字三吉一七九 九一	(開設者) 社会福祉法人一晃会	(開設者) 社会福祉法人輝家会	平成三十年十月十六日